

コロナ禍における中小企業等事業継続支援事業

よくあるお問い合わせ

Q 1 本社（本店）が他県にあり、山形県内に営業所がある企業は、簡易検査キットの配布対象となるのか。

A 山形県内に本社又は本店がない場合は、配布の対象となりません。

Q 2 簡易検査キットの配布対象となる「山形県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主」はどのようなものか。

A 対象となるのは、法人登記がなされ法人格を有する法人（社団、財団を含む）及び個人事業主となります。
そのため、PTAや同窓会などの団体（任意団体等）は対象となりません。

Q 3 対象とならない事業者は具体的にどのような事業者か。

A 大企業、政治団体及び性風俗産業は対象となりません。

《大企業の定義》

業 種	以下のいずれも満たすこと	
	資本金等の額	従業員数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円超	300人超
② 卸売業	1億円超	100人超
③ サービス業	5千万円超	100人超
④ 小売業	5千万円超	50人超

※資本金等とは、資本金と出資額を含めたもの

《性風俗産業の定義》

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項に該当する営業（受託営業を含む）を行っている事業者

Q 4 従業員全員が感染者又は濃厚接触者になった場合でも対象となるのか。

A この事業は、新型コロナの感染者又は濃厚接触者以外の従業員に簡易検査キットを活用し、安心して出勤できるようにするものですので、従業員全員が感染者又は濃厚接触者となった場合は対象となりません。

ただし、その場合であっても、感染者の自宅療養期間や濃厚接触者の自宅待機期間が終了する日を見越しての申請は可能です。(併せてQ 8を参照ください)

Q 5 県内に本社がある企業において、県内の複数の事業所(支店等)にそれぞれ配布してもらえるのか。

A 法人及び個人事業主の事業者単位で配布するものですので、一度に複数の事業所に配布することはできません。

Q 6 県外の住所に検査キットを配送してもらうことはできるか。

A 山形県内に本社のある法人と個人事業主が対象であり、かつ迅速に簡易検査キットを配送するため、県内での受取先としてください。

Q 7 従業員数が多いため、20個では足りないのでは、もっと送ってもらえないか。

A 1事業者1回の申し込みにつき20個での配布としております。

簡易検査キットの入手を希望される事業者は、県のホームページからリンクされている厚生労働省のホームページ(「一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について」)をご覧ください。

Q 8 申請してからどれくらいで簡易検査キットが届くのか。

A 申請された日の翌々日（土・日・祝日を除く）の配送を予定しております。
天候や交通事情により配達できない場合もありますのでご了承ください。

Q 9 申請受付期間であれば、何回でも申し込んでよいか。

A 簡易検査キットが配送される申請受付の2日後（土・日・祝日を除く）に、いまだ感染者、濃厚接触者が確認されている場合は、再度申請可能です。それ以降も同じとなります。